

国自総第 1 2 2 号

国自貨第 3 1 号

国自整第 3 9 号

平成16年 6 月30日

一部改正 平成17年12月 8 日

一部改正 平成18年 5 月26日

一部改正 平成18年 9 月15日

一部改正 平成19年 5 月 1 日

一部改正 平成20年 3 月31日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車交通局安全政策課長

自動車交通局貨物課長

自動車交通局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等
について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対する処分等の基準について」（平成15年2月14日付け国自総第461号、国自貨第96号、国自整第184号）は、廃止する。

記

- 1 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - ① 初回違反 違反行為のうち再違反又は累違反以外のものをいう。
 - ② 再違反 行政処分等を受けた日から３年以内に行われた同一営業所による同一の事項に係る違反行為のうち、最初に行われたものをいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為（以下「過積載違反」という。）の場合は、過積載違反を行った日から３年以内に行われた同一営業所による過積載違反のうち、最初に行われたものをいう。
 - ③ 累違反 行政処分等を受けた日から３年以内に行われた同一営業所による同一の事項に係る違反行為のうち、再違反以外のものをいう。ただし、過積載違反の場合は、過積載違反を行った日から３年以内に行われた同一営業所による過積載違反のうち、再違反以外のものをいう。
- 2 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成１６年６月３０日付け国自総第１１９号、国自貨第２８号、国自整第３６号）の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為とする。
- 3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び口頭注意、勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。ただし、巡回監査又は呼出し監査を行い処分量定を算出した結果、３０日車に満たない場合にあっては、貨物自動車運送事業用自動車の駐停車違反及び自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為その他の道路交通法の違反（都道府県公安委員会から道路交通法の規定に基づく通知等があったものに限る。）を除き警告とするものとする。
- 4 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、初回違反の基準日車等が２０日車以上の日車である事項にあっては再違反の基準日車等の２倍の日車として、初回違反の基準日車等が２０日車未満の日車、口頭注意、勧告又は警告である事項にあっては再違反と同じ基準日車等として扱う。
- 5 次に掲げる場合における輸送の安全確保に係る違反行為（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第１７条第１項から第３項まで、第１８条第１項並びに第２２条第２項及び第３項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）の基準日車等については、当該違反行為が初回違反である場合には再違反の基準日車等を、当該違反行為が再違反である場合には累違反の基準日車等をそれぞれ適用するものとする。
 - ① 自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号。以下「報告規則」という。）第２条第２号に規定する事故又は２０人以上の軽傷者を生じた事故を引き起こした場合（当該事故の明らかな第一当事者と推定された場合に限る。以下「重大事故等」という。）
 - ② 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を

引き起こした場合であって、事業者が当該違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知があった場合

- ③ 事業用自動車の運転者が過労運転（道路交通法第66条に規定する過労運転及び貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。）の未遵守が31件以上の場合に限る。）、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等があった場合（乗務時間等告示の未遵守を除く。）

- 6 死傷者を生じた事故を引き起こした場合（当該事故の明らかな第一当事者と推定された場合に限る。）の輸送の安全確保に係る違反行為の日車数については、次の表の死傷者数に応じた事故死傷度係数を乗じるものとする。

死傷者数	1以下	1超2以下	2超4以下	4超6以下	6超8以下	8超10以下	10超
係 数	1.0	1.1	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0

注1. 死傷者数は、死者1名につき1.0、重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）1名につき0.5、軽傷者1名につき0.2として計算する。

2. 死者とは、事故発生後24時間経過した後に当該事故が原因で死亡が確認された場合も含む。

- 7 次に掲げる輸送の安全確保に係る違反行為については、上記3～6による日車数等を加重することができる。

- ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
- ② 違反行為が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、ひき逃げ、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為
- ③ 社会的に注視される事故又は社会に与える影響が大きい事故（報告規則第2条に規定する事故に限る。）を引き起こした場合において、当該事故の発生と因果関係があると推定される違反行為

- 8 上記7により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上回らない日車数に、口頭注意については勧告に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。

- 9 輸送の安全確保に係る違反行為（初回違反であり、基準日車等が20日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。）については、乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無そ

の他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合は、上記３～６による日車数等を軽減することができる。

10 上記９により日車数の軽減を行う場合は、日車数（１０日車を除く。）については２分の１を下回らない日車数に、１０日車については警告に、勧告については口頭注意に、警告については勧告に軽減するものとする。

11 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計とする。

12 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、上記１～１１の規定を準用する。ただし、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）第１０条第１項に係る違反行為（過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又はひき逃げに係るものに限る。）又は道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５８条第１項、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条若しくは同法第８３条に係る違反行為以外の違反行為に係る上記３～１１による日車数等については、日車数（１０日車を除く。）にあつては２分の１を乗じ、１０日車にあつては警告とし、警告にあつては勧告とし、勧告にあつては口頭注意とする。

附 則 （平成１６年６月３０日付け国自総第１２２号、国自貨第３１号、国自整第３９号）

この通達は、平成１６年８月１日から施行する。ただし、この通達の施行の前に行われた違反行為に係る日車数等の決定については、従前の規定によるものとする。

附 則 （平成１７年１２月８日付け国自総第４１３号、国自貨第８７号、国自整第８９号）

この通達は、平成１８年２月１日から施行する。ただし、この通達の施行の前に行われた違反行為に係る日車数等の決定については、従前の規定によるものとする。

附 則 （平成１８年５月２６日付け国自総第９０号、国自貨第１９号、国自整第２６号）

この通達は、平成１８年８月１日から施行する。ただし、この通達の施行の前に確認した違反事実については、従前の規定によるものとする。

附 則 （平成１８年９月１５日付け国自総第２８３号、国自貨第７６号、国自整第７９号）

１ 改正後の通達は、平成１８年１０月１日以降の違反行為から適用する。

- 2 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。

附 則 （平成19年5月1日付け国自総第52号、国自貨第16号、国自整第23号）

- 1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。ただし、次の（1）及び（2）に掲げる事項については、当該（1）及び（2）に定める日以降の違反行為から適用する。

（1）別表中安全規則第7条第1項～第3項「点呼の実施違反（注1）」及び安全規則第18条第3項「補助者の要件違反」

平成21年4月1日

（2）別表中法32条「事業の無届出休止・廃止」

平成19年6月1日

- 2 平成19年6月30日（別表中法第32条「事業の無届出休止・廃止」については、平成19年5月31日）までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則 （平成20年3月31日付け国自安第81号、国自貨第228号、国自整第163号）

- 1 改正後の通達は、平成20年7月1日以降の違反行為から適用する。
- 2 平成20年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。